寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～ （学校評議員） 第25条　学校運営協議会を設置していない学校に、学校評議員を置くことができる。 2　学校評議員は、校長の求めに応じ教育活動の実施、学校と地域社会の連携など学校の運営に関し意見を述べることができる。 3　学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 4　学校評議員の組織、運営等については、別に定める。 （施設等の管理） 第26条　（略） 2・3　（略） （施設等の滅失、き損） 第27条　校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。 第28条～第32条（略） ～略～	～略～ （削る） （施設等の管理） 第25条　（略） 2・3　（略） （施設等の滅失、毀損） 第26条　校長は、学校の施設又は設備の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。 第27条～第31条　（略） ～略～ 附　則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。